

2022年（令和4年）9月26日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会  
会長 金井 恵里可

行政文書公開請求の公開一部承諾決定に関する審査請求について（答申）

2022年（令和4年）6月7日付けで諮問された、「村岡地区・深沢地区の整備事業に関し、単独施行で進めていたが村岡地区、深沢地区を一体施行の方が有意性ありと判断し、村岡地区と深沢地区を単独施行から一体施行に変更した理由が数字でも検証ができる一切の文書」の行政文書公開請求に対する公開一部承諾決定の件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

「村岡地区・深沢地区の整備事業に関し、単独施行で進めていたが村岡地区、深沢地区を一体施行の方が有意性ありと判断し、村岡地区と深沢地区を単独施行から一体施行に変更した理由が数字でも検証ができる一切の文書」の行政文書公開請求に対し、藤沢市長（以下「実施機関」という。）が2022年（令和4年）1月31日付けで行った行政文書公開一部承諾決定処分については、実施機関が特定した文書を一部非公開とした判断は妥当であるが、そもそも文書特定に不備があるため、請求内容に合致する行政文書を再度特定し、改めて公開するか否かの決定をすべきである。

## 2 事実

- (1) 審査請求人は、2022年（令和4年）1月17日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、「村岡地区・深沢地区の整備事業に関し、単独施行で進めていたが村岡地区、深沢地区を一体施行の方が有意性ありと判断し、村岡地区と深沢地区を単独施行から一体施行に変更した理由が数字でも検証ができる一切の文書」の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- (2) 実施機関は、審査請求人に対し同月31日付けで、行政文書公開一部承諾決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、行政文書公開一部承諾決定通知書に次のとおり理由を付して審査請求人に通知した。

〈公開することができない部分〉

宅地の面積、保留地の面積、施行前単価の値、施行後単価の値、増進率、保留地処分単価、保留地減歩率、合算減歩率、 $R/R_{max}$ の割合。

〈公開することができない理由〉

当該箇所については、土地区画整理事業（以下「本件事業」という）の予定地権者と調整のうえ今後具体化される情報であるため、公開することで、不確実な情報を発信することとなり、当事者の権利を不当に害する可能性があるとともに、実施機関の事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。

また、他の地方公共団体とも本件事業の一体施行の事業計画の策定について協議を継続している情報と密接な関連があり、公開することで意思決定の中立性が損なわれるおそれがある。

このことから、藤沢市情報公開条例第6条第3号及び第4号に該当するとしたもの。

- (3) 審査請求人は、同年3月14日付けで、実施機関に対し、本件処分を取り消すよう求める審査請求を行った。
- (4) 実施機関は、同年6月7日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条第1項の規定により、本件審査請求について諮問した。

### 3 審査請求人の主張要旨

- (1) 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すよう求めるものである。

- (2) 本件審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び反論書によると、本件審査請求の理由は、次のとおりである。

ア 村岡地区と深沢地区を単独施行から一体施行に変更した理由が数字でも検証ができる一切の文書を公開請求したが公開されていない。よって本件の公開は、不当である。

イ 「本表の数値は、単独施行と一体施行を比較するために作成したものであり、事業スキームとして確定したものではありません。今後の調整により変更されるものです。」との注釈がされている。よって、非公開にするのは不当

である。

ウ 本件で公開された文書は、有意性に関し検証ができる文書ではない。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関が作成した弁明書によると、実施機関の主張は、次のとおりである。

##### (1) 本件処分を行った理由

請求の対象となった2018年5月10日村岡地区・深沢地区に係る3県市打合せ議事概要及びその会議に用いられた資料において、公開することができないとした部分については、公開することで、当事者の権利を不当に害する可能性があるとともに、実施機関の事業の適正な執行に支障を及ぼしたり、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、条例第6条第3号及び第4号に該当するため非公開とし、本件処分を行ったものです。

実施機関といたしましては、本件事業の認可が、令和4年度以降に予定されており、手続きに当事者の土地の権利などの情報が含まれるため、過去に検討した数字を開示することで適正な事務執行を阻害することを懸念しての対応となります。

事業認可が完了した際には、公開することが可能となると認識しております。

##### (2) 審査請求の理由に対する弁明

審査請求の理由の「村岡地区・深沢地区の整備事業に関し、単独施行で進めていたが村岡地区、深沢地区を一体施行の方が有意性ありと判断し、村岡地区と深沢地区を単独施行から一体施行に変更した理由が数字でも検証ができる一切の文書」が公開されていないという主張については、請求に合致する文書として特定できるものは全て対象としており、審査請求人の請求内容を満足していると考えています。

また、対象文書における非公開箇所は、条例第6条第3号及び第4号に該当すると判断した箇所であり、審査請求人が例示している条例の第1条、第2条を踏まえた運用であると認識しております。

よって、審査請求人の「村岡地区と深沢地区を単独施行から一体施行に変更した理由が数字でも検証ができる一切の文書を公開請求したが公開されていない」という主張は正当ではないと認識しております。

#### 5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張等に基づき審議した結果、次のよ

うに判断した。

(1) 本件請求について

本件請求は、「村岡地区・深沢地区の整備事業に関し、単独施行で進めていたが村岡地区、深沢地区を一体施行の方が有意性ありと判断し、村岡地区と深沢地区を単独施行から一体施行に変更した理由が数字でも検証ができる一切の文書」に係る行政文書の公開を求めるというものである。

(2) 本件処分について

実施機関は、2 事実 (2) に記載の理由から、本件処分を行った。

(3) 本件審査請求について

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すよう求めるというものである。

(4) 本件対象文書について

本件請求の対象文書として特定されたのは、「村岡地区・深沢地区に係る 3 県市打合せ議事要旨」(以下「打合せ議事要旨」という。)とそれに付随する「村岡・深沢地区一体施行のメリット・デメリット」と題された表(以下「メリット・デメリット表」という。)及び費用便益検討に係る「総括表」である。

(5) 本件対象文書の非公開部分について

ア 本件処分において、実施機関が非公開とした部分は、メリット・デメリット表において「施行後宅地」「施行後保留地」「施行前単価」「施行後単価」「単価等増進率」「保留地処分単価」「保留地減歩率」「合算減歩率 (JR 軌道敷を除く)」「R/Rmax (JR 軌道敷を除く)」の項目で示された数値である。この表には、以上 9 つの項目それぞれについて、単独施行の場合の「村岡地区」と「深沢地区」、また一体施行の場合の「全体」、計 3 か所の記載欄が認められる。

また、「合算減歩率」と「R/Rmax」の項目における「村岡地区」の欄と「全体」の欄に限っては、主たる数値の他に、項目名にあるとおり JR 軌道敷を除く数値も括弧書きで記載されているため、この 4 か所には、数値が 2 段書きで記載されているものである。

イ 「施行後宅地」と「施行後保留地」の項目では、単位を平方メートルとして、その面積を表す数値が記載されている。

ウ 「施行前単価」、「施行後単価」及び「保留地処分単価」の項目では、単位を円として、平方メートル当たりの価格を表す数値が記載され、「単価等増進率」の項目では、単位を%として、その割合を 100 分率で表す数値が記載されている。

エ 「保留地減歩率」、「合算減歩率 (JR 軌道敷を除く)」及び「R/Rmax

(JR軌道敷を除く)」の項目では、単位を%として、その割合を100分率で表す数値が記載されている。

(6) 条例第6条第3号及び第4号の該当性について

ア (5)に記載の部分が条例第6条第3号及び第4号に該当する具体的な根拠として、実施機関は行政文書公開一部承諾決定通知書において、次のとおり明示している。第3号の審議等に関する情報の適用根拠は、「一体施行の事業計画の策定について協議を継続している情報と密接な関連があり、公開することで意思決定の中立性が損なわれるおそれがある」ため。第4号の事務等に関する情報の適用根拠は、「土地区画整理事業の予定地権者と調整のうえ今後具体化される情報であるため、公開することで、不確実な情報を発信することとなり、当事者の権利を不当に害する可能性があるとともに、実施機関の事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある」ため。

イ 一般に土地区画整理事業において(5)に記載された類の情報は、事業の進捗または事業の存続可否そのものに直結する情報であり、今後の地権者との調整に影響を与えかねない。土地区画整理事業が完全に終了した後など、公開可能となる場合はありうるものの、少なくとも、土地区画整理事業が始まっていない言わば試算の段階での数値を公開すると、事業の適正な執行に支障を及ぼすことは、容易に推察できる。

ウ 本件対象文書に記載された情報について言えば、当該地域のまちづくり事業の社会的な関心の高さも考慮すると、公開することで地権者に過度な期待や不安を与えるおそれがある。また、業としてこの事業に関心を持つ者に不確実な情報を与えることで、本件事業の実施に無用の混乱を招くおそれがある。

よって今後の事務事業の遂行に支障を来たす可能性があることから、これらは条例第6条第4号に該当するものと認められる。

エ さらに、一体施行の事業計画策定にあたり、市境をまたぐ当該地域のまちづくり事業について、現在も関係区市と協議を継続していることから、他の地方公共団体の機関との審議に関する情報として、条例第6条第3号にも該当するものと認められる。

以上のことからすると、実施機関が(5)に示した部分を条例第6条第3号及び第4号に該当するとしたことに、不合理な点はない。

(7) 対象文書の特定について

ア 審査請求人は、自身が求めた文書が公開されていないため、本件処分は不当であること、また公開された文書は、有意性に関し検証ができる文書では

ない旨を主張している。本件審査請求が、黒塗りされた部分に対して不服を申し立てるものなのか、または対象文書以外にも特定されるべき文書が存在する旨を訴えるものなのか、あるいはその両方なのか、審査請求人から提出された資料からは、その趣旨が必ずしも明確ではないが、当審査会では、審査請求人が本件請求に際し「一切の文書」の文言を用いていることから、対象文書の特定に不足がなかったか、調査を行った。

イ 実施機関によると、メリット・デメリット表と費用便益検討に係る「総括表」は、「平成29年度村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討調査業務委託」の受託事業者から納品された「平成29年度村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討調査業務委託委託成果品」（以下「本件成果品」という。）の一部である。

なお、本件成果品は、本市の市政情報コーナーに配架される形で市民の閲覧に供され、一部の非公開部分を除いて、現に公表されている。

メリット・デメリット表は、まさしく審査請求人が求める「村岡地区と深沢地区を単独施行から一体施行に変更した理由が数字でも検証ができる」文書であると思料するが、当審査会で本件成果品を見分したところ、メリット・デメリット表が作成されるに至った過程の資料等、数字で記載された箇所が、本件成果品には複数含まれていることを確認した。

ウ この点、実施機関は、本件成果品におけるその他の数字で記載された箇所は、本件成果品が市政情報コーナーに配架され、誰もが閲覧できる状態で既に公表されていることもあり、本件請求の対象文書として特定しなかったという。

しかしながら、本件成果品の公表は、市民サービスの一環としての任意の情報提供であって、実施機関が公開すべきでないと判断した部分に黒塗りを施した状態で公表されている。

当審査会の判断するところ、条例の趣旨に照らせば、実施機関がこの本件成果品を任意の情報提供により部分的に公表していることは、本件請求に対する文書の特定に直接影響を及ぼすものではなく、この主張は採用できない。審査請求人の請求の趣旨には、本件成果品の非公開部分の公開も含まれると解すべきであり、実施機関にはそれに対する適正な文書特定が求められる。

エ また、打合せ議事要旨についても、実施機関からの聞き取りによれば、対象文書として特定された2018年5月10日の打合せ以外にも、当該事業の一体施行と単独施行の有意性について、本市と神奈川県、鎌倉市において議論、検証する場が設けられており、その打合せの記録及びそれに付随する

図表等が現に保管されている可能性があるという。

オ 以上のことに照らせば、本件決定にあたっての実施機関の文書特定には不備があると言わざるを得ず、実施機関は、請求の趣旨に合致すると認められる行政文書を再度特定し、改めて公開するか否かの決定をすべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2022. 1. 17	行政文書公開請求受付
1. 31	行政文書公開一部承諾決定処分
3. 14	行政文書公開一部承諾決定処分に対する審査請求書受理
3. 29	実施機関から審査庁へ弁明書の提出
4. 11	審査請求人から審査庁へ反論書の提出
6. 7	実施機関から審査会へ諮問書の提出
6. 20	審査請求人から審査会へ意見書及び口頭意見陳述に係る意向確認書の提出
7. 25	実施機関に対する聞き取り調査 審議
8. 22	実施機関に対する聞き取り調査 審議
9. 26	答申

第19期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2022年2月1日～2024年1月31日)

氏名	役職名等
◎ 金井 恵里可	文教大学国際学部教授
○ 河合 秀樹	弁護士
田中 美和	玉川大学経営学部国際経営学科准教授
中畷 慶子	弁護士
飛弾野 理	弁護士

◎会長 ○職務代理者